

伊藤ハム健康保険組合
理事長 松崎 義郎



組 合 規 約 の 変 更 及 び 関 連 規 程 の 制 定 ・ 廃 止 等 に つ い て

掲題の件について、平成28年7月15日開催の第166回組合会で承認され、近畿厚生局の認可及び届出が完了しましたので公告します。

変更・制定・廃止の理由については別添1に、新旧条文対照表については別添2に記載しておりますのでご参照ください。

以上

規約変更、規程制定・廃止の理由（別添1）

1. 組合規約

第66条について

平成19年4月より、70歳未満の加入者が入院した場合の高額療養費の現物給付化が図られた。さらに平成24年4月から外来についても現物給付化が図られ、「健康保険限度額適用認定証」又は「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提出すれば自己負担限度額までを窓口で支払えばよくなり、直近8年間この規定の適用を受けた者もおらず、今般この規定を削除するもの。

なお、70歳以上の加入者については、「高齢受給者証」を提示すれば、70歳未満の加入者と同様の措置を受けられる。

第67条について

平成21年10月より、安心して出産できる環境とするため、出産育児一時金（現在、42万円又は40万4千円）の範囲内で出産費用を健保組合から直接医療機関へ支払う（支払基金又は国保連に事務委託）制度【出産育児一時金の直接支払制度】ができた。さらに平成23年4月から出産費用の窓口負担を軽減するため、被保険者からの申請に基づき、出産費用を健保組合から直接医療機関等（認可を受けた小規模届出医療機関に限る）に支払うこと【出産育児一時金の受取代理制度】が可能になった。直近8年間この規定の適用を受けた者もおらず、今般この規定を削除するもの。

【廃止する規程】

2. 高額療養費資金貸付規程

組合規約第66条の削除により、高額療養費資金貸付制度を廃止したので、このことに伴い、関連規程を廃止するもの。

3. 出産費資金貸付規程

組合規約第67条の削除により、出産費資金貸付制度を廃止したので、このことに伴い、関連規程を廃止するもの。

4. 人間ドック利用者補助規程

今般制定する「健康診査等補助金支給規程」に包含したもの。

5. 健康者表彰規程

この規程の運用は、財政困窮により平成22年度限りで途絶しており、また、本年6月14日に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正が告示され、指針中の第三の七の2に示された『健康管理及び疾病の予防に係る加入者の自助努力についての支援の実施に当たっては、必要な医療を受けるべき加入者の医療機関への受診抑制を招き、これにより症状が重症化すること等がないよう十分に留意すること。』とあるため、その趣旨もあり、再開する見込みがないため、今般この規程を廃止する。

【制定する規程】

6. 健康診査等補助金支給規程

組合規約第65条第2項に「この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。」とあるが、当組合の保健事業については毎年の予算組合会に諮り決議の上、機関誌、ホームページ等で広報しており、規程化まではしていなかった。

今般、組合規約第65条第2項の趣旨に基づき、保健事業に関する補助等の事項全般について、本規程を制定するもの。なお、従前の「人間ドック利用者補助規程」はその内容が本規程に包含されることから、廃止する。

新旧条文対照表（別添2）

1. 組合同約

新	旧
<p>(高額医療費貸付) 第66条 (削除)</p> <p>(出産費貸付) 第67条 (削除)</p> <p>附則 (施行期日) ・この規約の変更は、平成28年8月1日から 施行する（第66条、第67条削除）。</p>	<p>(高額医療費貸付) 第66条 <u>この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。</u> <u>2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。</u></p> <p>(出産費貸付) 第67条 <u>この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。</u> <u>2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。</u></p>